

「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の改定対照表

該当箇所	現行（7月3日改定版）	改定（8月13日改定版）
（追加）表紙 改定日	令和2年5月18日策定 令和2年5月28日改定 令和2年7月3日改定	令和2年5月18日策定 令和2年5月28日改定 令和2年7月3日改定 令和2年8月13日改定
（修正）目次	（別添1）「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」（抜粋）	（別添1）「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（抜粋）
（修正）P.1	本ガイドラインは6月時点の最新	本ガイドラインは8月時点の最新
（追加）P.3~4 （換気の徹底）		<p>・特に、一般の家庭用エアコンは空気を循環させるだけで換気を行っていないため、以下の様な工夫を行う。 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和2年7月30日時点版 緊急事態宣言と政府の方針 問4（本格的な夏の到来で、熱中症予防のために、一般的な家庭用エアコンをかけ続けています。そのために換気ができないのですが、どのような工夫をしたらよいでしょうか。）より</p> <p><一般家庭でのエアコン使用中の換気> 新型コロナウイルス感染予防のためには、室内の空気が1時間に2回以上入れ替わるような換気を確保することとしており、多くの方が利用する商業施設等では専用の機械換気設備が設けられています。 一般家庭でも、お住いの建物に組み込まれている換気システム（24時間換気システムなどと呼ばれています）や、台所や洗面所の換気扇を常時稼働させることで、室温を大きく変動させることなく最小限の換気を行うことができます。 （略）</p> <p><一般家庭での機械換気のコツ> 「24時間換気システム（常時換気設備）」 ：スイッチを切らないようにしてください。また、換気機能を確認するため、定期的にフィルターの掃除を行いま</p>

		<p>しょう。給気口の位置にもご注意ください。家具等でふさぐと効果が落ちてしまいます。</p> <p>「換気扇」 : 台所や浴室についている換気扇でも常時運転すれば、夏場の暑い時期でも最小限の換気を行うことができます。室内温度の大きな変動を起こしませんので、台所やトイレを使用しないときも運転することが推奨されます。</p> <p><窓開けによる換気のコツ> 窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気ができます。また、窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置しましょう。 夏場の暑い時期の窓開けは、室温が大きく上がらないよう注意し、外気温が低い時間帯に行くなど工夫しましょう。</p>
(修正・追加) P.5 (こまめな手洗い)	※手指消毒用アルコールは、エタノール濃度70～83%のものを(—省略—)	※手指消毒用アルコールは、エタノール濃度70～95%のものを使用すること。(消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度の場合は精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、70%以上の消毒用エタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用してもよい。) 一方で、次亜塩素酸ナトリウム(いわゆる塩素系漂白剤)は、手指には用いないこと。
(追加) P.5 (飛沫防止の防護フィルム等)		<p>(飛沫防止の防護フィルム等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎バスの運転席の周囲への防護フィルムや、コンテナターミナルゲートの窓口、食堂、休憩室、会議室等へのアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する場合には、火災の予防に十分に留意して設置すること。 <p>(参考) 火災予防のための留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用すること。 ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。 ・一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシ

		<p>ート類については、引火点、発火点、自己消化性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材である考えられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましいこと。 ・シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されていること。 ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。
<p>(修正・追加) P.6 (定期的でこまめな消毒)</p>	<p>※手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと(使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと)。</p> <p>手で触れる共有部分の消毒には、市販の家庭用洗剤の主成分である「界面活性剤」も一部有効であり、また、一部の「次亜塩素酸水」も有効であること。</p> <p>(一省略一)</p>	<p>※手で触れる共有部分の消毒には、熱水、次亜塩素酸ナトリウム(いわゆる塩素系漂白剤)、アルコール消毒液による消毒が勧められること。これ以外でも、界面活性剤(いわゆる住宅用・台所用洗剤)による効果も期待されており、また、一定濃度以上の「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの量を減少させることが確認されている。</p> <p>「次亜塩素酸ナトリウム」による消毒を行う場合は、正しく水で0.05%までに薄めた上で使用し、素手で取り扱ったり、吸入したり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないこと。</p> <p>「次亜塩素酸水」による消毒を行う場合は、目に見える汚れをあらかじめ落としした上で、①拭き掃除には、有効塩素濃度80ppm以上の次亜塩素酸水を使い、十分な量の次亜塩素酸水で濡らすことで、②次亜塩素酸水の流水で掛け流す場合は、有効塩素濃度35ppm以上のもので20秒以上掛け流すことでウイルスの量が減らせるとされている。いずれの場合も、次亜塩素酸水が残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取ること。</p> <p>界面活性剤の具体的な名称やその濃度、次亜塩素酸水を使う際の注意事項などについては、下記に示す各種ホームページで確認すること。また、具体的な用途や使用上の注意については、製品に記載された情報を確認の上、正しく使用すること。</p> <p>(参考)厚生労働省・経済産業省「身のまわりを清潔にしましょう」</p>

		<p>https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf</p> <p>(参考) 厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルス対策ポスター「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」」</p> <p>https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf</p> <p>(参考) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構新型「コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について」</p> <p>https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html</p> <p>(参考) 国民生活センター「除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？-新型コロナウイルスに関連して-」</p> <p>http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200515_2.pdf</p> <p>(参考) 経済産業省・独立行政法人製品評価技術基盤機構「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」</p> <p>https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf</p>
(修正) P.8 3. 講じるべき具体的な対策	(別添1)「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」(抜粋)	(別添1)「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(抜粋)

※厚生労働省の通知に伴い「別添1」の差し替え。

(別添1)「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」(抜粋)

→ (別添1)「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(抜粋)

※見直しのため「別添6」の差し替え。

(以上)